

仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、「厚別川におけるウチダザリガニ生息調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

本業務は、厚別川の生態系保全のため、特定外来生物であるウチダザリガニの生息調査を実施し、その生息密度の低下を図るものである。

3 業務の履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 1 日（月）まで

4 業務項目一覧

本業務の項目一覧を以下に示す。

項目	単位	数量	摘要
計画準備	式	1	
ウチダザリガニ生息調査			
どう罟	回	1	3 地点
電気ショッカー	回	2	4 地点
環境 DNA 分析による生息確認	検体	4	3 地点＋1 コントロール 1 回
報告書作成	式	1	
打合せ	式	1	

5 業務内容

(1) 計画準備

本業務が安全かつ円滑に遂行するよう、業務の目的や趣旨を把握するとともに、業務全般を見通し、調査計画や作業工程等を検討する。

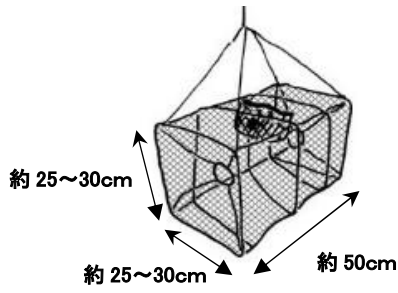
(2) ウチダザリガニ生息調査

ア どう罟

委託者が用意するどう罟を用いてウチダザリガニの捕獲を行う。

調査地点は、山部川合流部付近、有明小学校裏付近、ふれあいの森橋上下流の 3 地点とし、1 地点当り最大 10 個程度の罟を仕掛けること。

調査回数は 1 回とし、どう罟は設置翌々日に回収する。なお、どう罟に使用する誘引餌は受託者が用意すること。

規模	数量	使用する漁具のイメージ
長さ約 45～50cm 縦及び横約 25～30 cm 目合約 3×3 mm	1 地点最大 10 個程度	

イ 電気ショッカー

電気ショッカー及びたも網を用いてウチダザリガニの捕獲を行う。

調査地点は、有明小学校裏付近、下三滝橋上流、ふれあいの森橋上下流、ふれあいの森支川の4地点とし、実施区間は各調査地点おおむね100m程度とする。

調査回数は2回とし、実施時期は協議の上決定する。

ウ 捕獲個体の処理

捕獲したウチダザリガニについては、雌雄を判別し、全長（TL：額角先端から中央尾扇肢先端）、頭胸甲長（CL：眼窩後端から頭胸甲末端）及び重量等を計測する。その後、ビニル袋等に入れ、札幌市豊平川さけ科学館又は札幌市円山動物園へ搬入すること。

どう罠内にウチダザリガニ以外の生物が入っていた場合は、生物の種類及び数量を記録し、速やかに放逐すること。

また、調査実施時には、どう罠設置場所及び捕獲区間をハンディ GPS 等で記録すること。

(3) 環境 DNA 分析による生息確認

委託者が指定する3地点において、採水作業を行い、環境 DNA 分析（リアルタイム PCR 法）を用いてウチダザリガニの生息の有無を確認する。採水や DNA 固定に必要な資材は受託者が用意すること。

調査地点は、山部川（真栄西公園上流）、ふれあいの森支川（ふれあいセンター上流）、藍鱗橋上流の3地点とする。

調査回数は1回とし、分析検体数は4検体（3地点、1コントロール）とする。

(5) 報告書作成

ウチダザリガニの捕獲場所、捕獲方法、捕獲結果等についてとりまとめ、報告書を作成する。報告書には、調査地点ごとに単位努力量当たりの捕獲数（CPUE）を整理すること。

6 成果品

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 本業務に係る報告書 | 1 部 |
| (2) (1)の電子データ及びその他電子データ | 1 式 |

7 着手届及び業務日程表

契約締結後、速やかに着手届及び業務日程表を作成し、委託者の了解を得ること。

8 従事者

- (1) 本業務の処理について、業務処理責任者及び主任技術者を定め、委託者に通知すること。また、業務処理責任者及び主任技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者と主任技術者とは、これを兼ねることができるものとする。
- (3) 業務処理責任者は、契約書及び仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (4) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

9 打ち合わせ

- (1) 打ち合わせは本業務の着手時に行うものとし、受託者は、すべての打ち合わせの結果を書面に記録し、その都度委託者の確認を受けなければならない。
- (2) 業務処理責任者は、主要な打ち合わせには必ず出席すること。

10 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

また、契約金額の支払いを受けた際には、領収証を発行すること。

11 秘密の保持

- (1) 本業務の履行に当たり、知り得た一切の事項について、他に漏洩してはならない。
- (2) 受託者が使用する者に対して、本業務を処理するに当たり知り得た一切の事項について、他に漏洩することのないよう講じなければならない。
- (3) 本業務により知り得た希少な動植物の生息又は生育に関する情報について、当該希少種の保護のため、厳重に取り扱わなくてはならない。
- (4) 上記(1)から(3)までの規定は、本業務の履行期間が終了し、契約が解除された後も同様とする。

12 その他

- (1) この仕様書に定める事項及び定めのない事項に関して疑義が生じたときは、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。
- (2) 本業務に係る著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は委託者に帰属する。
- (3) 本業務の履行にあたっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 現地踏査、現地調査等の実施にあたっての土地への立入り申請及び採捕許可申請

等の必要な手続きについては委託者が実施する。

(5) 使用している罫に破損、異常があった場合は速やかに委託者に連絡すること。

(6) 受託者は、本業務の実施にあたり、環境 DNA 分析を含め第三者委託をすることはできない。

13 業務担当者

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課 北村、前河

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 12 階

TEL : 011-211-2879 FAX : 011-218-5108